

指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要綱

制 定	平成 27 年 4 月 10 日	環自野発第 1504103 号
一部改正	平成 28 年 3 月 16 日	環自野発第 1603166 号
一部改正	平成 29 年 3 月 15 日	環自野発第 1703152 号
一部改正	平成 30 年 3 月 19 日	環自野発第 1803193 号
一部改正	平成 31 年 3 月 12 日	環自野発第 1903122 号
一部改正	令和 2 年 3 月 23 日	環自野発第 2003193 号
一部改正	令和 3 年 3 月 23 日	環自野発第 2103236 号
一部改正	令和 4 年 3 月 29 日	環自野発第 2203295 号
一部改正	令和 6 年 3 月 25 日	環自野発第 2403254 号
一部改正	令和 6 年 8 月 2 日	環自野発第 2408023 号
一部改正	令和 7 年 2 月 27 日	環自野発第 2502274 号

1 目的

近年、ニホンジカやイノシシ、クマ類などの鳥獣については、急速に生息数が増加し、生息域が拡大しており、その結果、自然生態系への影響、農林業や生活環境への被害が深刻化している。

自然生態系においては、希少植物をはじめとする下層植生の消失や植生の単純化等が進み、多くの生物の生息環境を劣化・減少させ、生物多様性の維持に支障をきたすおそれがある。また、農作物の被害総額は近年、年間 150～160 億円程度で推移しており、鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせる事故や、鳥獣と列車や自動車との衝突事故も発生するなど、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。さらには森林が持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能の低下など、災害を引き起こす懸念も指摘されているほか、これまで生息が確認されていなかった地域においてもニホンジカやイノシシが確認されており、このままではこれらの鳥獣による被害が今以上に深刻化することが予想される。

こうした中で、これらの鳥獣による被害に対しては、保護対象を限定して柵の設置を行うことや、加害個体を捕獲することによる従来の対策だけでは限界があるため、野生鳥獣の科学的・計画的な管理の強化を図り、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっている。

また、平成 25 年 12 月には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの生息数を 10 年後（令和 5 年度）までに半減させることを目指すこととした（令和 5 年 9 月に、同目標の達成期限の令和 10 年度までの延長を決定）。

これらの状況を踏まえ、平成 26 年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、法の題名及び目的に「鳥獣の管理」を明確に位置づけ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）に改め、管

理を実施するための措置として、新たに都道府県が主体となって鳥獣の捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業の創設等をしたところである。

さらに、平成 30 年 9 月以降、国内において豚熱ウイルスの発生が野生イノシシで確認されたことから、豚熱ウイルスの拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度の低減を図ることが必要となっている。

さらに、クマ類については、令和 5 年度において、統計のある平成 18 年度以降最も多い人身被害件数を記録するなど、人の生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かしている。クマ類による被害防止対策を効果的に進めるには、人とクマ類の空間的なすみ分けを図っていく必要がある。そのため、都道府県、協議会（以下「都道府県等」という。）、及び市町村が主体となり、地域の実情に応じた取組を実施する必要があり、それらの取組への支援が必要となっている。

指定管理鳥獣対策事業交付金により実施する事業（以下「交付金事業」という。）は、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣について、法第 14 条の 2 に基づき都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を定めて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業、複数の都道府県が参加する連携協議会（以下「協議会」という。）による都道府県域を越えた広域的な調査や捕獲等を進めるための取組、ジビエ利用拡大に向けた狩猟者の実施する捕獲に加え、豚熱ウイルスの拡散防止を図るための豚熱ウイルスが確認された都道府県における防疫措置が図られた野生イノシシの捕獲の取組及びクマ類の適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策等の取組に対し、必要な支援を国が行うことにより、都道府県等又は市町村による指定管理鳥獣の捕獲、豚熱ウイルスの拡散防止を図るための野生イノシシの捕獲、又はクマ類による被害の防止対策等を強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、我が国における生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展並びに捕獲個体の利活用の促進に寄与するものである。

2 交付金事業の実施方針

本交付金事業は、都道府県等又は市町村における科学的・計画的な指定管理鳥獣の管理の強化を図り、1 に掲げる目的の達成に向け、地域の実情を踏まえつつ各種関連対策との連携の下に指定管理鳥獣の適切な個体群管理を実現するものとする。

3 交付金事業の内容

交付金事業の対象となる事業内容は、次の（1）及び（2）に掲げるものとする。

（1）ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

1) 法第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画又は環境省自然環境局長が別に定めるところによる指定管理鳥獣の広域的な捕獲実施区域や捕獲方法等を定めた計画（以下「広域捕獲計画」という。）の検討、策定。

2) 法第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施又は広域捕獲計画に基づく捕獲の実施。

- 3) 2) の事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査、検討。
- 4) 1)、2) 及び3) に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。
- 5) ジビエ利用拡大等に向けた狩猟者の実施する捕獲等の取組。
- 6) 5) に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

(2) クマ類総合対策事業

1) 都道府県等が行う次の事業

- ア 法第7条の1に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下併せて「特定計画」という。）又は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定並びに協議会における広域的な保護・管理の方針の検討・策定。
- イ 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施。
- ウ 市街地・集落等及びその周辺における出没の防止又は対応のために必要な取組。
- エ イ及びウの事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査・検討、並びにア、イ及びウの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

2) 市町村が行う次の事業に対し都道府県が間接交付する事業

- ア 法第9条の許可を受けて行う捕獲等の実施。
- イ 前項ウの事業。

4 交付金事業の実施主体

都道府県等又は市町村（クマ類総合対策事業における間接交付事業に限る）

5 採択要件

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

交付金事業の実施主体のうち都道府県においては、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること（ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しておらず3（1）2）及び3）を実施しようとする場合は、当該年度内において3（1）2）及び3）を実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。）。

また、交付金事業の実施主体のうち広域捕獲を行う都道府県等においては、広域捕獲計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

(2) クマ類総合対策事業

交付金事業の実施主体のうち都道府県においては、特定計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。また、都道府県が市町村（間接交付事業者）に間接交付する場合は、当該都道府県において、特定計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

交付金事業の実施主体のうち協議会においては、広域的な保護・管理の方針を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

都道府県が3(2)1)イを実施しようとする場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること(ただし、都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しておらず3(2)1)イを実施しようとする場合は、当該年度内において3(2)1)イを実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。)。また、市町村が3(2)2)アを実施しようとする場合は、市町村が所在する都道府県が特定計画を策定しており、市町村捕獲計画を既に策定していること又は当該年度内において3(2)2)アを実施するまでに市町村捕獲計画を策定することが確実と見込まれること。

6 交付金事業の実施手続

- (1) 都道府県等は、環境省自然環境局長が別に定めるところにより、交付金事業の計画(以下「交付金事業計画」という。)を作成し、環境省自然環境局長に提出して承認を受けなければならない。
- (2) 都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画若しくは広域捕獲計画を変更した場合又は適切に鳥獣の管理を行うために必要があると認める場合には、交付金事業計画を変更できるものとする。この場合において、環境省自然環境局長が別に定める重要な変更該当するときは、(1)を準用して手続を行うものとする。ただし、交付金事業の目的の達成や事業の遂行に係りのない細部の変更であるものはこの限りではない。
- (3) 都道府県等は、3(1)1)にある広域捕獲計画又は3(2)1)アにある広域的な保護・管理の方針を策定又はこれを変更した場合には、環境省自然環境局長に報告しなければならない。

7 事業の評価

- (1) 都道府県等は、交付金事業(間接交付事業を含む)が終了したときには、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画、広域捕獲計画、又は市町村捕獲計画の目標の達成度や効果、妥当性、特定計画又は広域的な保護・管理の方針における目標への寄与の程度等について評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で交付金事業の評価報告書を作成し、翌年度6月30日までに環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室及び地方環境事務所等に1部ずつ提出すること。また、捕獲に関する報告書は、環境省自然環境局長が別に定めるところによる。

なお、評価報告書を期限内に提出できないと見込まれる場合は、その理由及び提出予定時期等を書面にて環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に報告の上、その指示を受けるものとする。

- (2) 事業評価を行った都道府県等は、その結果を公表するものとする。

8 助言及び指導等

- (1) 環境省自然環境局長及び地方環境事務所長等は、地域の実態に即し、かつ、地域の

自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 環境省が、交付金事業の実施に資するため、事業の実施効果等に係る必要な事項に関する調査を実施する場合は、都道府県等は協力するものとする。

9 国の支援措置

環境省は、予算の範囲内において、交付金事業の実施に必要となる経費の一部について、事業実施主体に交付金を交付するものとする。

10 委任

交付金事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、環境省自然環境局長等が別に定めるところによるものとする。

11 他の施策等との関連

交付金事業の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく市町村の被害防止施策等の他の鳥獣被害に係る施策や環境に配慮した施策等の連携等に配慮するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和 6 年度予算に係る交付金から適用し、令和 5 年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

(附則)

1. この要綱は、令和 6 年 8 月 2 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和 6 年度予算に係る交付金から適用し、令和

5年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

(附則)

1. この要綱は、令和7年2月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和7年度予算に係る交付金から適用し、令和6年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。